

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例に違反する土地開発行為に対する復旧措置の命令について

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例(平成14年香川県条例第2号。以下「条例」という。)の違反事案について、下記の土地開発事業者に対し、令和7年10月2日付けで条例第22条第1号の規定に基づく土地開発行為に対する復旧措置を命じたので、条例第23条第1項の規定に基づき、これを公表します。

記

1 土地開発事業者の氏名及び住所

氏名：近藤 静善 (男性)

※年代については、個人情報保護の観点から、公表はしません。

住所：香川県丸亀市郡家町2669番地2 レジデンスヤガミ501号

2 公表の原因となる事実

仲多度郡まんのう町佐文字尾郷1148番1外において、遅くとも令和5年9月26日に土砂等の掘削及び盛土を行った事実があり、これは、条例第2条第2号にいう「土地開発行為」に当たり、条例第16条第1項第1号に該当すると解されるにもかかわらず、同項の規定による香川県知事の事前協議を行っていない。

このことから、土地開発事業者が条例第19条第1項に違反した者と認められ、香川県知事は令和7年6月25日に条例第22条第1号の規定による土地開発行為の停止命令を行い、令和7年7月2日に土地開発行為の停止を確認した。

さらに、開発が行われた土地における災害の防止や環境の保全を行うために復旧措置が必要であると考えているところ、土地開発事業者より令和7年6月23日付け復旧計画協議書が提出されたが、同協議書に復旧計画図書の作成等を行う期限と記載した令和7年8月31日を過ぎても提出がなかったことから、条例第22条第1号の規定により、香川県知事は「必要な措置」として、令和7年10月2日に、土地開発事業者に対し土地開発行為に対する復旧措置を命じた。

3 条例第22条第1号の規定に基づく措置命令の内容

内容：仲多度郡まんのう町佐文字尾郷1148番1外において、以下の工事を施行すること。

① 平地、斜面部分の緑化

② 水路工、沈砂池の設置

履行期限：令和8年2月27日